

## 第6章

## 景観重要建造物・樹木の指定の方針等

1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項
3. 屋外広告物の表示の制限等に関する事項



## 第6章 景観重要建造物・樹木の指定の方針等

### 1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

景観法第19条第1項の景観重要建造物又は第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針は、次のとおりとします。

#### (1) 景観重要建造物の指定の方針

以下の項目のいずれかに該当する建造物（建築物・工作物）のうち、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、その外観が大洗町の良い景観形成に重要であると認められるものについては、所有者や管理者の意見を聴いた上で、**景観重要建造物**として指定できるものとします。

- ①外観が、町の歴史・文化等を継承し、又は町の風土を表す建造物。
- ②町民や来訪者に親しまれ、地域のシンボリックな存在である建造物。
- ③多くの人が行き交う街角や観光地など、町の景観形成上重要な位置にある建造物。

#### (2) 景観重要樹木の指定の方針

以下の項目のいずれかに該当する樹木のうち、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、その樹容が大洗町の良い景観形成に重要であると認められるものについては、所有者や管理者の意見を聴いた上で、**景観重要樹木**として指定できるものとします。

- ①町の歴史・文化等を象徴し、又は町の風土を表す貴重な樹木。
- ②町民や来訪者に親しまれ、地域のシンボリックな存在である樹木。
- ③多くの人が行き交う街角や観光地など、町の景観形成上重要な位置にある樹木。

## 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法第8条第2項第5号口関係の景観重要公共施設の整備に関しては、次のとおりとします。

### (1) 景観重要公共施設の指定に関する方針

道路、河川、公園、海岸、港湾等の良好な景観の形成に重要な公共施設のうち、以下に該当する公共施設については、管理者等と協議し、その同意を得た上で、景観重要公共施設に位置づけます。

- ① 町民や来訪者に親しまれ、地域のシンボリックな存在である公共施設で、その整備・改修などにおいて、景観面での配慮が必要なもの。
- ② 今後整備を行う公共施設で、地域の良好な景観形成において重要となるもの。

### (2) 景観重要公共施設の整備に関する方針・基準等

景観重要公共施設に位置づけた公共施設については、管理者等と協議し、良好な景観を形成するための方針や基準を定め、整備を行う際には、これに即して整備を行うものとします。今後は、景観形成重点地区における「地区施設の方針」に基づき、骨格道路の指定等を検討し、公共空間と沿道空間が一体となった街並み形成を目指します。

候補（案）	整備方針（案）
都市計画道路 駅前海岸線	<p>□避難道路としての機能性に加え、大洗駅前のシンボルロードとしてふさわしい魅力ある路線とするため、歩道や照明、交通安全施設等について、景観に配慮した道路空間づくりを進めます。</p> <p>□歩道や照明、交通安全施設等の色彩は、華美なものを避け、街並みに調和するよう配慮します。（駅前海岸線沿道地区の色彩（屋根等）の基準を考慮）</p> <p>□沿道住民との協働により、残地を活用した緑地・ポケットパーク、サイン・案内板の整備、大洗の歴史や海に関するモニユメントの設置等、賑わいと潤いのある沿道空間づくりに取り組みます。</p> <p>□既存商店街との連携や、定期イベントの開催等、駅と大洗港をつなぐ観光道路としての賑わい空間づくりに努めます。</p>
県道大洗公園線	<p>□大洗のシンボル景観である大鳥居の景観と旅館街の街なみを保全するため、歩道の整備と電柱地中化を進めます。</p> <p>□緑に囲まれた大洗磯前神社の門前の佇まいを活かすため、沿道住民との協働により、植栽（松等）や照明灯の設置等、落ち着きと風格のある沿道空間づくりに取り組みます。</p> <p>□歩道や照明、交通安全施設等の色彩は、華美なものは避け、街並みに調和するよう配慮します。（宮下地区の色彩（外壁等）の基準を考慮）</p> <p>□沿道住民との協働により、案内・サインや休憩施設の設置、イベント開催等、観光客をもてなす空間づくりに努めます。</p>

候補（案）	整備方針（案）
大洗サンビーチ	<p>□サンビーチについては、安全・安心なビーチとして新たな津波対策とともに、観光利用の核として、ビーチの利用促進や魅力向上を図ります。</p> <p>□夏期のみではなく年間を通じて、美しい砂浜や波等を活用したイベント実施や観客スペースの整備等により、ビーチの利用促進を図ります。</p> <p>□適切なゾーニングと施設配置、色彩等により、従来の自然的空間や風致をできるだけ阻害しないよう配慮しながらビーチ空間の有効活用を図ります。</p> <p>□ビーチの美しい自然景観を眺められる視点場（高台）の創出等により、大洗の風景体験をより印象的に演出するとともに、港と浜との接続部に賑わい空間を創出し、港地域との連続性を確保します。</p> <p>□きれいな砂浜を維持するため、地域住民や商店街、観光客等と連携してビーチの環境美化に努めます。</p>

### 3. 屋外広告物の表示の制限等に関する事項

景観法第8条第2項第5号イ関係の屋外広告物の表示の制限等に関しては、次のとおりとします。

#### （1）屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

町の良好な自然景観や街なみを維持するため、景観上重要な要素である屋外広告物については、茨城県屋外広告物条例の遵守に努め、適正な規制誘導を図るものとします。

特に、海岸沿いの主要幹線道路や、町の中心部や海にアクセスする道路といった景観軸の沿道については、大規模な屋外広告物が町の印象を左右することから、適切な誘導を図るものとします。

また、景観形成重点地区については、それぞれの地区の基準に基づき、周辺の街並みと調和のとれた屋外広告物の誘導を行います。

今後は、大洗町の景観特性を踏まえた規制誘導を行うため、町独自の屋外広告物条例の制定を検討していきます。